

米国経済・株式市場情報

米金融規制緩和案示される

トランプ政権の米金融規制緩和の動き始まる

- ▶ 米財務省が金融規制緩和案を公表。中核はオバマ前政権下で成立したドッド・フランク法の見直し。中規模以下の金融機関の負担軽減策が多く盛り込まれる。
- ▶ 抜本的な改正には法改正も必要となるが、民主党の反発等議会の壁が立ちほだかり、具体化が遅れる可能性も。

- 米財務省は6月12日、2008年の金融危機を背景にオバマ前政権下で導入された金融規制を大幅に見直す内容を盛り込んだ報告書を公表しました。「経済の機会を創る金融システム」と題した約150ページに及び報告書には100項目以上の見直し提案が列挙されています。主な金融規制緩和の対象となっているのは、トランプ大統領が2月に発した大統領令で見直しを指示したドッド・フランク法（米金融規制改革法）※1です。同法の中核であるボルカー・ルール※2を一定規模に満たない金融機関には適用しない方針を示したり、ストレステスト※3の対象となる資産規模の基準を引き上げる等、提案には中規模以下の金融機関の負担軽減策が多く含まれています。その他、ムニューシン財務長官が議長を務める金融安定監督評議会（FSOC）の権限拡大や消費者金融保護局（CFPB）の権限縮小等の提案が盛り込まれています。
- また外国の金融機関に関する規制緩和に関し、同報告書では資産規模4.5兆ドル以上の外国の金融機関の米国内支店設置の資本要件を緩和する提案や、外国の金融機関もストレステストの資産規模基準の引上げの対象に含めるべきとする勧告等が盛り込まれています。しかし、具体的な適用対象や開始時期等の詳細が示されておらず、また国際的な資本規制の枠組みであるバーゼルⅢとの関係が読みにくいこと等もあり、その影響度を推し量ることは現時点では困難なようです。
- ドッド・フランク法を刷新する与党共和党が提案した金融選択法案（FCA）が8日、下院本会議を通過しており、提案タイミング等から判断して、政権は上院での審議に今回の内容を反映させたいと考えているようです。しかし、その審議の過程では、ボルカー・ルール制定に携わった民主党議員の抵抗や、世界協調のもと同規則のEU（欧州連合）版を欧州議会で審議しているEUの金融規制当局等の非難や反発が予想されます。「ロシア・ゲート」疑惑が政権運営に与える影響も含め、金融規制緩和の具体化までには相応の時間を要するものと思われる。

※1：リーマン・ショックを受けて2010年7月に米オバマ前政権が導入した包括的な金融規制改革法。大規模な金融機関に対する規制の強化、金融システムの安定を監視する金融安定監督評議会（FSOC）の設置、金融機関の破綻処理ルールの策定、銀行がリスクのある取引を行うことへの規制（ボルカー・ルール）、デリバティブ取引等の透明性向上等多岐にわたっています。

※2：ドッド・フランク法に盛り込まれた条項（金融規制策）で、米オバマ前政権の経済財政諮問会議議長だったポール・ボルカー元FRB（連邦準備制度理事会）議長らが提唱したもので、米国の銀行のヘッジファンド等への出資の禁止、自己資金による高リスク商品への投資制限等が規定されています。

※3：金融市場で不測の事態が生じた場合に備えて、保有資産の損失の程度や損失の回避策を予めシミュレーションしておくリスク管理手法を指します

図表：米財務省が提案した主な金融規制緩和案

項目	概要
通常のストレステストの対象縮小	下限を総資産100億ドル以上から500億ドル以上に引上げ
厳格な資産評価やストレステストの対象縮小	総資産500億ドル以上から下限引上げ（外国銀行含む）
資産評価やストレステストの簡素化	対象項目の絞り込み、回数の削減等
ボルカー・ルールの緩和	総資産100億ドル以下の銀行は原則除外に
消費者金融保護局（CFPB）の権限見直し	大統領への局長罷免権付与や予算の議会承認要件追加など
金融安定監視評議会（FSOC）の権限強化	財務長官主導で監督業務の重複を解消
外国金融機関の資本要件緩和	総資産4兆5,000億ドル以上の外国金融機関の米国内支店の資本要件緩和

出所) 米財務省報告書 (A Financial System That Creates Economic Opportunities) 等各種情報を基にニッセイアセットマネジメントが作成

●当資料は、市場環境に関する情報の提供を目的として、ニッセイアセットマネジメントが作成したものであり、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。実際の投資等に係る最終的な決定はご自身で判断してください。●当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。●当資料のグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。●投資する有価証券の価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。●手数料や報酬等の種類ごとの金額及びその合計額については、具体的な商品をお勧めするものではないので、表示することができません。●当資料のいかなる内容も将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。

商号等：ニッセイアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第369号
 加入協会：一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会